

基金情報

No. 139

平成25年8月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ http://www.glskkn.com

平成25年度・主要事業概況

事項	7月末数	対前月増減数	事項	7月末数(累計)	
事業所数(件)	221	0	年金掛金	調定額(円) 467,801,584	
加入員数(人)	男子	4,286	10	収納額(円) 466,145,470	
	女子	2,171	0	収納率 99.65%	
	計	6,457	10	事務費掛金調定額(円) 11,683,856	
平均標準給与月額(円)	男子	338,079	475	資産運用	信託資産額(時価) 268億2,601万円
	女子	230,891	1,130		修正総合利回り 4.56%
	計	302,040	751		ベンチマーク差 -0.75%
受給者数(人)	6,431	1	慶弔金の支給件数・金額	19件28万円	
平均年金額(円)	524,866	561	年金相談件数	129件	

適用関係

70以上被用者の届出について

当基金では平成24年度より昭和17年4月2日以降生まれの70歳以上の被用者に対して国の年金同様に在職者年齢年金制度を導入しており、70歳以上被用者の方についても在職者年齢年金の支給調整を行っております。

そのため、70歳以上被用者の方の雇用状況を把握する必要がありますので、対象者の方が給与変更・賞与支給・退職などされた場合は、各種届書のご提出をお願い申し上げます。
(* 70歳以上被用者の掛金の徴収はありません。)

70歳以上被用者の各種届 ~ 当基金の届出~

■ 70歳喪失後、70歳以上被用者として引き続き雇用されるとき ■

70歳のお誕生月の前月に、当基金より「加入員資格喪失届」と「70歳以上被用者のお尋ね」をお送りしております。「お尋ね」にて70歳以上被用者に「該当する」とご回答いただき、「喪失届」と併せて当基金へご提出ください。

* 70歳以上被用者に該当されない場合は、「お尋ね」にて「不該当」とご回答し「喪失届」と併せて当基金へご提出ください。

■ 70歳以上被用者を新たに雇用したとき ■

■ 70歳以上被用者が退職などにより被用者ではなくなったとき ■

年金事務所へ提出する「70歳以上被用者該当・不該当届」の写しを当基金へご提出ください。(事業主印も写しのままで結構です)

■ 70歳以上被用者の報酬が変更になったとき(月額変更) ■

年金事務所へ提出する「70歳以上被用者算定・月変・賞与支払届」の写しを当基金へご提出ください。(事業主印も写しのままで結構です)

■ 70歳以上被用者の賞与支払いがあったとき(賞与支払) ■

当基金より「賞与支払予定月」の前月に「賞与支払届」と「賞与支払総括表」をお送りしております。70歳以下の方と同じ届書にて70歳以上被用者の方の届出も行ってください。

* 70歳以上被用者「賞与支払連絡票」を同封する場合がございます。その場合は、その連絡票にて届出をお願いします。

■ 70歳以上被用者の算定基礎届 ■

毎年、算定基礎届提出時期に当基金より「算定基礎届」をお送りしております。その際に、対象者がいる事業所へは70歳以上被用者の方の届出「算定基礎・月額変更連絡票」を同封しておりますので、その届書を当基金へご提出ください。

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔 慰 金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

【給付金額】

- ◇ 弔 慰 金 (遺族へ支給)
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求 (請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

*** 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしく願い申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。 <口座振替銀行> みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決済サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

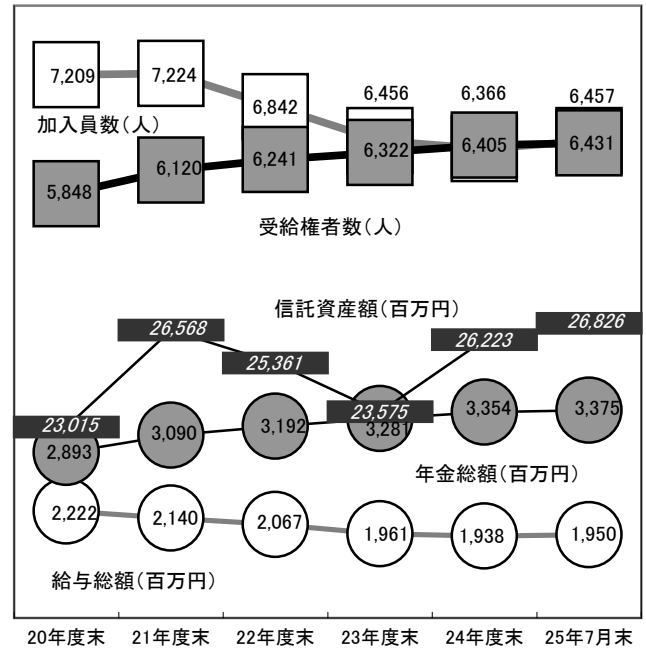
*** 8月分の掛金納入期限は、平成25年9月30日となりますので、ご協力お願いいたします。**

9月の予定

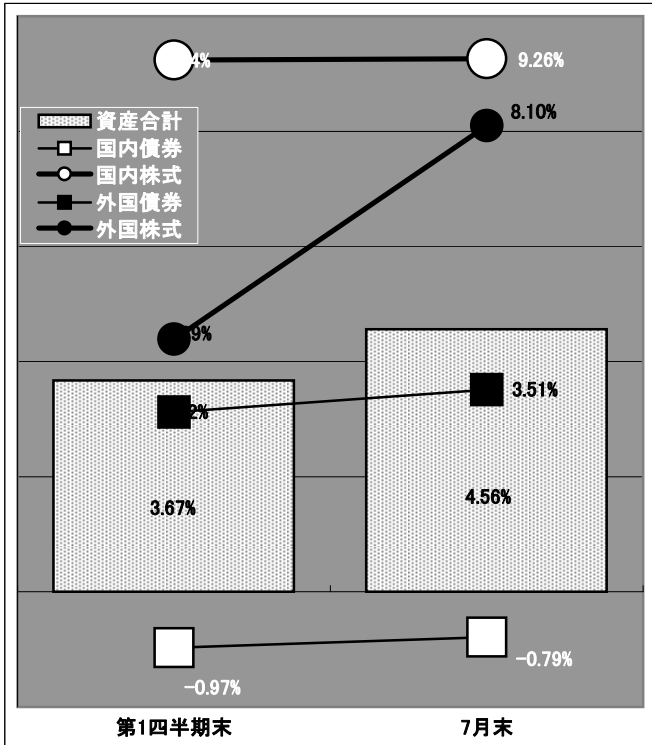
- 13日 告知書(8月分)発送
- 19日 理事会(15時~ガラス会館4階)
- 26日 代議員会(15時~ガラス会館4階)

※ 9月分の適用関係書類の切は10月7日です。

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成25年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮の方お願いいたします
ホームページでもご覧いただけます
 当「基金情報」をホームページに掲載しています
 創刊号から直近号までご覧いただけます
 加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

設立事業所の異動(規約変更関係等)・7月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日